

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の見直し及び 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに関する意見

平成22年12月28日
全 国 知 事 会

I 地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の見直し

○個別関与を廃止し包括関与に改めることは、地域主権改革の観点から評価できるが、制度改革にあたっては、以下の論点に留意しつつ、地方の意見も聞きながら検討すべきである。

<留意すべき論点>

1 地方債の信用力の担保、マーケットへの影響

- ・地方債の信用力に影響を及ぼす制度改革や、急激かつ大幅な制度変更によりマーケットの混乱を招くことは避けるべきである。
- ・特に、地方債のリスク・ウェイト0%の維持、元利償還金を地方財政計画に算入するマクロベースでの財源保障は必須である。

2 小規模団体の資金調達への配慮

- ・特に小規模団体においては、市場からの資金調達は難しく、公的資金が重要な資金調達手段となっている。
- ・地方公共団体金融機構資金など公的資金の総額確保、公的資金の適正な配分への配慮が必要である。

3 事務の簡素化

- ・現行制度においては、同意等権者である総務省、都道府県及び融資元である地方財務事務所等への重複する説明、資料の提出等負担が生じている。
- ・実質的な事務負担の軽減につながる仕組みとすることが必要である。

4 その他技術的な論点

- ・現在は、総務省が設定した基準により公的資金の借入可能額が調整されているが、包括関与となった場合には、どのように各団体に配分するか。
- ・地方債には様々な種類があり、充当率や交付税の措置割合も異なっているが、包括関与となった場合に、どのような仕組みとするか。

Ⅱ 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直し

- 分権型社会の基本原則である「自己決定・自己責任」の下、地方主導の柔軟な施策展開を可能とする観点から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する寄附等の禁止について、総務大臣への協議の廃止はもとより、禁止規定自体を不要とする考え方は是認できる。
- 一方で、そのような制度変更に乗じて、国等が地方の寄附等を前提とした施策を展開するおそれもあり、何らかの担保が必要との指摘も多い。
- 以上から、総務大臣への協議のみを廃止することを含め、財政秩序の健全化と地方の自由度の拡大を両立させる方向での見直しについて、次の論点にも留意しつつ、国と地方の十分な協議を通じて検討すべきである。

<留意すべき論点>

1 国と地方の財政秩序の担保

- ・国と地方の役割分担を抜本的に見直し、財政責任を明確にすることは、分権型行政システムのあるべき姿であり、国による地方へのなし崩し的な財政負担の転嫁を防止する寄附等の禁止は、今後も有効に機能し得るのではないか。
- ・実態面からも、医師の確保や医療の充実、産学官の連携による産業振興など、独立行政法人や国立大学法人等と連携した事業ニーズは、今後ますます高まると予想され、寄附等の禁止を廃止又は緩和することにより、このような事業への柔軟な対応が可能となる一方で、事業ニーズを背景に、国等が、実質的に寄附等による地方の拠出を前提とした施策を展開することが懸念される。
- ・このような施策が生じないようにするための、何らかの法的あるいは制度的な担保・歯止めが必要ではないか。

2 法改正に係る意思決定のプロセス

- ・今回のような法改正を検討する上では、国と地方の対等の協議と協議結果の尊重を法的に保障する「国と地方の協議の場に関する法律案」の成立が大前提である。
- ・現時点で法改正の緊急性が高いとは考えられず、法律に基づく「国と地方の協議の場」において、十分議論した上で決定することが適切ではないか。